

令和 8 年白老町議会定例会 1 月会議（第 2 号）

令和 8 年 1 月 3 0 日（金曜日）

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

散 会 午後 1 0 時 3 8 分

○議事日程 第 2 号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について

（令和 7 年度白老町一般会計補正予算（第 1 2 号））

第 4 議案第 1 号 令和 7 年度白老町一般会計補正予算（第 1 3 号）

第 5 陳情第 4 号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書

（要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件を除く）

第 6 陳情第 4 号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書

（要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件について）

第 7 陳情第 5 号 メガソーラー建設による林産業等への影響に関する陳情書

○会議に付した事件

報告第 1 号 専決処分の報告について

（令和 7 年度白老町一般会計補正予算（第 1 2 号））

議案第 1 号 令和 7 年度白老町一般会計補正予算（第 1 3 号）

陳情第 4 号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書

（要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件を除く）

陳情第 4 号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書

（要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件について）

陳情第 5 号 メガソーラー建設による林産業等への影響に関する陳情書

○出席議員（14 名）

1 番 水 口 光 盛 君

2 番 田 上 治 彦 君

3 番 氏 家 裕 治 君

4 番 長谷川 かおり 君

5 番 飛 島 宣 親 君

6 番 前 田 弘 幹 君

7 番 森 山 秀 晃 君

8 番 佐 藤 雄 大 君

9 番 前 田 博 之 君

10 番 貳 又 聖 規 君

11 番 森 哲 也 君

12 番 西 田 祐 子 君

13 番 広 地 紀 彰 君

14 番 小 西 秀 延 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

3 番 氏 家 裕 治 君

4 番 長谷川 かおり 君

5 番 飛 島 宣 親 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	大 黒 克 己 君
教 育 長	井 内 宏 磨 君
総 務 財 政 部 長	鈴 木 徳 子 君
企 画 振 興 部 長	三 上 裕 志 君
都 市 整 備 部 長	舩 田 紀 和 君
保 健 福 祉 部 長	齊 藤 大 輔 君
教 育 部 長	富 川 英 孝 君
病 院 事 務 長	本 間 力 君
消 防 長	小 玉 修 君
代 表 監 査 委 員	野 本 裕 二 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 弘 樹 君
書 記	鈴 木 領 祐 君

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君） 本日1月30日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会1月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、3番、氏家裕治議員、4番、長谷川かおり議員、5番、飛島宣親議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（小西秀延君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会、佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、令和8年定例会1月会議（第2号）の運営の件であります。

定例会1月会議（第2号）に付議される案件は、町長の提案に係るものとして、補正予算1件、専決処分の報告1件の議案2件であります。

町側から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

また、議会関係としては、陳情の審査報告3件であります。

このことから、1月会議（第2号）の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小西秀延君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎報告第1号 専決処分の報告について

（令和7年度白老町一般会計補正予算（第12号））

○議長（小西秀延君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度白老町一般会計補正予算（第12号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月30日提出。白老町長。

記、第7号 解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。

報1-2をお開きください。専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月19日専決。白老町長。

令和7年度白老町一般会計補正予算（第12号）。

令和7年度の白老町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,239万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ138億2,783万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページの第1表の歳入歳出予算補正の1歳入、それから5ページの2歳出につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2の歳出からご説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開きください。

2款総務費、4項3目衆議院議員選挙費、（1）衆議院議員選挙経費1,239万9,000円の新規計上であります。

1月19日に行われた高市内閣総理大臣の会見において、1月23日に衆議院を解散し、1月27日公示、2月8日投開票の日程により、衆議院議員選挙を実施する旨が正式に表明さ

れたことから、専決処分により、選挙事務に要する経費を計上するものであります。財源は、全額道支出金の衆議院議員選挙事務委託金を充当いたします。

報告第1号の説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） ただいま、提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第13号）

○議長（小西秀延君） 日程第4、議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第13号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 議1-1をお開きください。議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第13号）。

令和7年度白老町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,396万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億4,180万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年1月30日提出。白老町長。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、3ページの2、歳出につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、4ページ、「第2表 債務負担行為補正」についてであります。町道災害復旧事業は、9月30日から10月2日の豪雨により被災した町道二股線の災害復旧工事等の工期が次年度にわたることから、7年度及び8年度の負担分3,914万円を限度額として、河川災害復旧事業は、9月30日から10月2日にわたる豪雨により被災したウトカンベツ川の災害復旧工事等の工期が次年度にわたることから、7年度及び8年度の負担分6億8,400万円を限度額として補正するものであります。

次に、5ページの「第3表 地方債補正」につきましては、記載のとおりですので、歳

出のほうでご説明申し上げます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

2款総務費、1項9目企画調整費、(1)ふるさと納税推進事務経費405万6,000円の増額補正であります。補正予算第9号において、本年度のふるさと納税の寄附額を10億円と見込み、増額補正を行ったところでありますが、令和7年12月末時点において、約12億7,900万円のご寄附を頂いたところであります。

これに伴い、本年度のふるさと納税に係るワンストップ特例申請の処理及び寄附金受領証明書の発行に要する経費を増額するものであります。財源は一般財源であります。寄附金の一般寄附金分を同額増額するものであります。

(2)ふるさと納税推進PR事業2億523万9,000円の増額補正であります。ふるさと納税推進事務経費と同様に、補正予算第9号において、本年度のふるさと納税の寄附額を10億円と見込み、増額補正を行ったところでありますが、令和7年12月末時点において、約12億7,900万円のご寄附を頂いたことから、寄附に対する返礼品の報償費及びポータルサイトの運用に要する委託料を増額するものであります。財源は一般財源であります。寄附金の一般寄附金分を同額増額するものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)物価高騰対策町民生活支援事業2億6,318万円の新規計上は、別途添付資料に基づき担当部長よりご説明いたします。

12ページ、13ページをお開きください。1項6目総合福祉センター管理運営費、(1)総合保健福祉センター管理運営経費36万4,000円の増額補正であります。修繕料は、1階及び2階の男子トイレの大便器のうち3基に割れや破損が生じていることから、交換等に要する費用を計上するもので、財源は一般財源であります。

2項4目児童福祉施設費、(1)海の子保育園改修事業400万円の新規計上であります。施設整備工事は、乳児等遊戯室の排煙窓の開閉ボタンが開いたまま故障し、作動しないことから、改修工事に要する経費を計上するもので、財源は公共施設等整備基金繰入金を全額充当いたします。

11款災害復旧費、1項2目道路橋梁災害復旧費、(1)町道災害復旧事業3,554万円の新規計上は、9月30日から10月2日にわたる豪雨により被災した道路のうち、町道二股線の災害復旧工事に必要な経費を計上するもので、財源は国庫支出金の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金2,544万円、地方債の町道災害復旧事業1,010万円を充当いたします。

1項3目河川災害復旧費、(1)河川災害復旧事業6億8,300万円の新規計上は、9月30日から10月2日にわたる豪雨により被災した町管理河川のうち、ウトカンベツ川の災害復旧工事に必要な経費を増額するもので、財源は国庫支出金の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金4億8,940万円、地方債の河川災害復旧事業1億9,360万円を充当いたします。

14ページ、15ページをお開きください。14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金1,858万5,000円の増額補正であります。町債管理基金積立金は、12月に実施された普通交付税の追加配分における交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費については、8年度の臨時財政対策債償還費の算定額から4分の3、9年度は4分の1が控除されることから、当該年度における臨時財政対策債の償還財源とするもので、財源は一般財源であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、6ページ、7ページにお戻りください。12款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税は、昨年12月に実施された普通交付税の再算定において、各種基金積立金で説明した臨時財政対策債償還基金費として1,858万5,000円のほか、人事院勧告による給与費の増加分に対応する給与改定費として4,144万1,000円、地方公共団体が委託料等の物価高に対応し、経済対策事業等を円滑に実施するために必要な経費として1億3,395万円、当初交付時の減額調整の復活分として312万7,000円など合わせて1億9,714万4,000円の追加交付により増額となるものであります。

8ページ、9ページをお開きください。20款繰入金、1項11目財政調整基金繰入金1億4,794万2,000円の減額は、普通交付税の再算定により補正予算第10号における財政調整基金繰入額合計1億4,794万2,000円を繰戻しするものであります。

21款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金1,127万7,000円の減額で、歳出総額に対する一般財源の剰余分を計上するものであります。これにより繰越金の留保額は4,915万4,000円となります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君） 続きまして、別紙の臨時事業費補足説明資料を御覧ください。物価高騰対策町民生活支援事業についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、昨年12月に国会で補正予算が通りました物価高騰対応重点支援交付金、白老町に配分された額が2億4,420万4,000円を原資としまして、一般財源1,897万6,000円を追加しまして、合計事業費2億6,318万円を実施するものであります。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響の対策として、全町民に町内店舗で利用できる商品券を配布することで、町民の生活の支援及び地域内の消費喚起促進を図ることを目的として実施するものであります。

事業概要であります。全町民を対象にお配りするといったようなもので、本年1月31日現在で住民基本台帳に登録されている方全てに、1万7,000円分の商品券をお配りするといったような内容になっております。

実施する内容につきましては、昨年度1人当たり5,000円の商品券をお配りしておりますが、基本的にはその内容とほぼ同じということになっておりまして、違う部分が米印にあります発送期間と使用期間というところで、昨年と比べて2か月前倒しで実施させていただくような形になっております。事業費の内訳につきましては記載のとおりとなっております。

ます。

説明については以上であります。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 物価高騰対策町民生活支援事業についてお伺いいたします。町民の方々も非常に興味を持っていただいて、多くの方々からいつ頂けるのかという声が、私たちに届いております。そこでお伺いしたいのですが、今までも配布していただいた中で、商品券を頂いて実際に使えるまでの期間が結構あると、高齢者の方々が忘れてしまって、どこにやったか分からなくなってしまうことがありまして、正直言いまして、それは本人の不注意ですけれども中には捨ててしまったという方もたくさんいまして。これからやるのですけれども、できれば届いたときからあまり時間を置かないで使えるように、何か工夫できないものなのか、そのところだけちょっとお伺いさせてください。

○議長（小西秀延君） 三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君） 昨年もそうですし今年もそうなのですが、今年については3月に入ってからお配りをさせていただいて、4月から使えるというような形でさせていただくのですけれども、3月1日からではなくて途中からになるかと。全町民なので全てにきちんと対面でお渡しするという形で、ポストに入れると間違っただうところに配布するというところもあるので、確実に対面でお渡しということを前提にしておりますので、それが全町民に渡るというところでいくと、それ相当の期間を確保しなければならないといったところで、約1か月ちょっと確保させてはいただいております。

当然、あまり長くすると、どこかにしまってしまうとかということはあるのかもしれませんが、その辺はご理解をいただきながら、お忘れじゃありませんかとか、アフターフォローを役場としてもできるような形で進めたいと思っております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第13号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第4号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書
（要請事項のうち町議会特別委員会の設置の
件を除く）

○議長（小西秀延君） 日程第5、陳情第4号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書（要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件を除く）を議題に供します。

本件については、令和7年定例会12月会議において、総務文教常任委員会に付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会、貳又聖規委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 貳又聖規君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（貳又聖規君） 本委員会に付託された陳情の審査結果を次のとおり白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により報告します。

- 1、件名、陳情第4号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書（陳情書の要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件を除く）
- 2、陳情提出者の住所及び氏名、白老町栄町2丁目1番7号、ならの木家内、しらおい竹浦の自然を守る会、会長、瀧谷栄。白老町栄町2丁目1番7号、ならの木家内、ブウベツの森を守る会、会長、大西潤二。
- 3、審査の経過、令和7年12月15日に開催された白老町議会定例会12月会議において本委員会に付託されたので、12月22日に関連する各委員会とともに連合審査会を開催し、陳情提出者を参考人として招致し願意を聴くとともに、町担当者から本町の現状や課題、陳情に対する町の考え等について確認を行った。続く令和8年1月6日の委員会において、町からさらに説明を求め議論を深めるべきとの考えが確認され、1月19日の委員会において、再度、町担当者から条例の運用状況及び改正に向けた町の考え等について聴取し、慎重に審査した。
- 4、審査の結果、一部採択すべきものと決定。
- 5、審査意見、本陳情は、白老町内における大規模太陽光発電施設（メガソーラー）計画について、自然環境の保全、防災、住民生活への影響、水源保全等の観点から、町及び議会として町条例及び関係法制度の見直しに向けた対応を求めるものであり、次の4点を要請事項としている。

【要請事項】

- ①自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第8条の範囲拡大により、土砂災害防止及び白老町浄水場上流（毛白老川流域）の保全を確保すること。
- ②メガソーラー建設に関する森林法及び林地開発許可制度の改定を国に求めること。
- ③北海道環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの規制強化を道に求めること。

④環境影響評価法に基づく環境アセスメントの規制強化を国に求めること。

要請事項①について、町の説明では、当該建設予定地は浄水場取水口より下流にあるため水質等への影響はないこと、一部の建設予定地は土砂災害警戒区域外にあることから、それらを根拠とした規制は困難であるとの認識が示された。

委員会では、町独自の土砂災害対策の基準を検討すべきとの意見もあったが、町の顧問弁護士から法令に基づかない独自規制は問題が発生する可能性があるとの指摘を受けているとのことである。

上記の課題を踏まえ、条例に定める禁止区域の範囲拡大については、さらに具体的な制度設計を行う必要があり、土地利用への影響、法的整合性、既存計画との関係など多角的な検討を要する課題である。

委員会としては、陳情の趣旨である「土砂災害防止及び水源保全の重要性」については理解できるものの、現段階で直ちに条例改正の内容や規制の実効性を断定することは困難であることから、要請事項①については「趣旨は理解する」ととどめることが適当であると判断した。

要請事項②、③、④については、現行の環境影響評価制度や林地開発許可制度が大規模開発の実態に十分対応できていないとの指摘もあり、国及び北海道に対し制度改正・規制強化の見直しを求めることは妥当であると判断するとともに、要望にあたっては、町・議会・町民が一体となって行う意義は大きいとの認識で一致した。

町からは、北海道への要望が今後予定されていること、さらに国に対する要望も検討していくとの考えが示されたことから、要請事項②、③、④については、「採択」すべきものと判断した。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本陳情は要請事項②、③、④について一部採択とすることに全会一致で決定した。

なお、審査結果に次の意見を付する。

(1)メガソーラー事業にあたっては、事業者による十分な情報公開、地域住民とのコミュニケーション及び合意形成が不可欠であることから、町は引き続き適切かつ丁寧な行政対応を行うこと。

(2)この審査結果を執行機関に送付するとともに、処理の経過及び結果の報告を請求するものとする。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいま、総務文教常任委員会委員長から報告がありましたが、委員長報告について、質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第4号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書、要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件を除く部分について、委員長の報告は一部採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり、一部採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第4号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書
（要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件について）

○議長（小西秀延君） 日程第6、陳情第4号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書（要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件について）を議題に供します。

本件については、令和7年定例会12月会議において、議会運営委員会に付託いたしましたが、その審査結果の報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会、佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 本委員会に付託された陳情の審査結果を次のとおり白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により報告します。

1、件名、陳情第4号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書（陳情書の要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件について）。

2、陳情提出者の住所及び氏名、白老町栄町2丁目1番7号、ならの木家内、しらおい竹浦の自然を守る会、会長、瀧谷栄。白老町栄町2丁目1番7号、ならの木家内、ブウベツの森を守る会、会長、大西潤二。

3、審査の経過、令和7年12月15日に開催された白老町議会定例会12月会議において本委員会に付託されたので、12月22日に関連する各委員会とともに連合審査会を開催し、陳情提出者を参考人として招致し願意を聴くとともに、令和8年1月13日にも委員会を開催し、慎重に審査した。

4、審査の結果、不採択とすべきものと決定。

5、審査意見、陳情提出者に陳情の願意を確認したところ、「法的権限を持って事業者から聴取を行うことや、問題を早期に終息させ、しっかりと議論をしてもらうため特別委員会の設置が必要」との主張であるが、一方で町の条例改正や国・道への規制強化の要望等、迅速に対応する上で特別委員会の設置が支障となるのであれば、必ずしも特別委員会には固執しないとの意向が示された。

また、提出者が求める「町民参加型の調査・審議体制を整えること」については、現行の規定に照らすと、特別委員会での調査はほかの常任委員会と同じく、参考人招致等に限られることから、町民との意見交換の場として「議員の出前トーク」等、既存の制度を活用することにより、町民の声を的確に把握することができるものとする。

このことから委員会では、町が既に条例の見直し等を進めている現状を踏まえ、提出者が求める「条例改正等を迅速に進める」ためには特別委員会を設置するよりも、既存の枠組みの中で進めることがより迅速かつ効率的であるとの意見に一致した。

以上のことから、陳情提出者がメガソーラー事業に対し抱く懸念は十分理解できるものであるが、議会運営の効率性及び既存の審査体制や広報広聴制度の有効性を鑑み、特別委員会の設置を求める本陳情については、不採択とすべきものと決定した。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいま、議会運営委員会委員長から報告がありましたが、委員長報告について、質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第4号 白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書（要請事項のうち町議会特別委員会の設置の件について）、委員長の報告は不採択でありますので、陳情書に対して採決いたします。

陳情第4号を採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手なし〕

○議長（小西秀延君） 全員反対。

よって、陳情第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第5号 メガソーラー建設による林産業等への影響に関する陳情書

○議長（小西秀延君） 日程第7、陳情第5号 メガソーラー建設による林産業等への影響に関する陳情書を議題に供します。

本件については、令和7年定例会12月会議において、産業厚生常任委員会に付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会、森哲也委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 森 哲也君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（森 哲也君） 本委員会に付託された陳情の審査結果を次のとおり白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により報告します。

1、件名、陳情第5号 メガソーラー建設による林産業等への影響に関する陳情書。

2、陳情提出者の住所及び氏名、白老町字北吉原589番地1、株式会社大西林業、代表取締役、大西潤二。

3、審査の経過、令和7年12月15日に開催された白老町議会定例会12月会議において本委員会に付託されたので、12月22日に関連する各委員会とともに連合審査会を開催し、陳情提出者を参考人として招致し願意を聴くとともに、町担当者から本町の現状や課題、陳情に対する町の考え等について確認を行った。

さらに令和8年1月13日に委員会を開催し、町担当者から要請事項に対する町の考え等について聴取し、慎重に審査した。

4、審査の結果、不採択とすべきものと決定。

5、審査意見。

【要請事項1について】

陳情者の願意は、事業所となる山林が地域との関係性を持たない外国資本の企業により占有されてしまうことを問題点として捉え、町条例に再生可能エネルギー事業の禁止区域を追加し、長年にわたり地域の森林を守ってきた林業者の事業の継続性を担保することである。

町では、条例第9条の禁止区域の追加を検討しているが、条例は法律を超えることはできず、個人の財産権を不当に制限する可能性が考えられる。

【要請事項2について】

陳情者の願意は、森林所有者と地元林業者をつなぐ斡旋制度（森林マッチング制度）の創設により、地元事業者の事業地確保、森林の荒廃防止、森林環境税の実効的活用を実現することである。

斡旋制度の創設は、事業者の生産活動につながる可能性が考えられるが、本町では森林整備計画に基づき、適切な維持管理の促進が図られている。

【要請事項3について】

陳情者の願意は、再生可能エネルギー事業の適否や森林保全の優先順位、地域林業の将来像について協議する場として森林管理協議会を設置し、森林の荒廃化を防ぎ大規模開発に対する実効的な抑止力とすることである。

現在、町、北海道、森林管理局、指導林家、森林組合、林業事業者で構成されている「市町村森林整備計画実行管理推進チーム合同会議」が定期的で開催され、森林法の枠組みで森林整備の在り方を議論していく上では同会議が適切であると考えられる。

以上のことから、白老町の森林を守る上で願意を受け止め森林整備やメガソーラーの在り方の検討は必要であるが、採決の結果、本陳情は不採択とすべきものと決定した。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいま、産業厚生常任委員会委員長から報告がありましたが、委員長報告について、質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第5号 メガソーラー建設による林産業等への影響に関する陳情書、委員長の報告は不採択でありますので、陳情書に対して採決いたします。

陳情第5号を採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手なし〕

○議長（小西秀延君） 全員反対。

よって、陳情第5号は、不採択とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。

明日、1月31日から3月31日までの間は、休会となりますのでご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前10時38分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 長谷川 かおり

署 名 議 員 飛 島 宣 親